

●香川県広域水道企業団告示第13号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、収納事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和5年5月9日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

委託した収納事務	委託先の名称及び所在地		収納する場所（以下「コンビニ」という。）		委託年月日
			提携する者の名称	コンビニエンスストアの名称	
水道の使用に係る料金並びに高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町及びまんのう町から企業団が収納を受託した下水道使用料等のコンビニによる納付事務	SMBCファイナンスサービス株式会社	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	セブン-イレブン	令和5年4月1日
			株式会社ファミリーマート	ファミリーマート	
			株式会社ローソン	ローソン	
			山崎製パン株式会社	デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア及びヤマザキスペシャルパートナーショップ	
			ミニストップ株式会社	ミニストップ	
			株式会社セイコーマート	セイコーマート及びハマナスクラブ	
			株式会社しんきん情報サービス	MMK設置の店舗	
			株式会社ポプラ	ポプラ及び生活彩家	

備考 提携する者の所在地は、株式会社セブン-イレブン・ジャパンにあつては東京都千代田区二番町8番地8とし、株式会社ファミリーマートにあつては同都港区芝浦三丁目1番21号とし、株式会社ローソンにあつては同都品川区大崎一丁目11番2号とし、山崎製パン株式会社にあつては同都千代田区岩本町三丁目10番1号とし、ミニストップ株式会社にあつては千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1とし、株式会社セイコーマートにあつては北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地とし、株式会社しんきん情報サービスにあつては東京都港区港南一丁目8番27号とし、株式会社ポプラにあつては広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1とする。